

別表第1

令和4年2月20日

住宅性能評価業務 一戸建ての基本評価料金(単位:円)

(税込)

(い) 1棟の延べ床面積	(ろ) 設計評価料金	(は) 建設評価料金
200 m ² 以内	49,500(71,500)	88,000
200 m ² 超	66,000(88,000)	110,000

※ ()内は、構造計算を伴うものとする。

※ 選択料金は必須以外の項目を選択する場合、必須項目を含まない分野ごとに1,100円(税込)を加算します。

別表第2

住宅性能評価業務 1棟の基本評価料金(単位:円)

(税込)

(い) 1棟の延べ床面積	(ろ) 設計評価料金		(は) 建設評価料金
	住戸数(M)	10戸未満はM=10	検査回数(N)
1,000m ² 以内	132,000	+ 9,900 × M	66,000 × N + 16,500 × M
1,000超 - 2,000 m ² 以内	154,000	+ 8,800 × M	72,000 × N + 15,400 × M
2,000超 - 3,000 m ² 以内	176,000	+ 7,700 × M	82,500 × N + 14,300 × M
3,000超 - 5,000 m ² 以内	198,000	+ 7,150 × M	99,000 × N + 13,200 × M
5,000超 - 7,500 m ² 以内	220,000	+ 6,600 × M	110,000 × N + 12,650 × M
7,500超 - 10,000 m ² 以内	264,000	+ 6,100 × M	132,000 × N + 12,100 × M
10,000超 - 20,000 m ² 以内	374,000	+ 6,100 × M	176,000 × N + 12,100 × M
20,000超 - 30,000 m ² 以内	539,000	+ 5,500 × M	231,000 × N + 11,550 × M
30,000m ² 超	605,000	+ 5,390 × M	264,000 × N + 11,550 × M

※ 評価対象住戸数(M)が10戸未満の場合は、10戸として算出する。

※ 変更設計住宅性能評価の料金は、1回の変更につき(ろ)欄の変更する住戸数の単価の1/2の額とする。

※ 変更建設住宅性能評価の料金は、1回の変更につき(は)欄の変更する住戸数の単価の1/2の額とする。

※ 評価書の再発行は1戸当たり5,500円(税込)とする。

別表第3

地盤の液状化に関する情報の記載料金(単位:円)

(税込)

記載戸数	全住戸選択料金(単位:円) 単価 × 評価戸数(M)	個別住戸選択料金(単位:円) 単価 × 評価戸数(M)
1戸~100戸	330 × M	1,100 × M
100戸超~300戸	260 × M	
300戸超	200 × M	

※一戸建ての場合は、2,200円(税込)(面積制限なし)とする。

別表第4

設計住宅性能評価・建設住宅性能評価 選択評価料金(単位:円) 選択分野単価×評価住戸数(M) (税込)

1棟の延べ床面積	設計評価料金							建設評価料金						
	1分野料金	2分野料金	3分野料金	4分野料金	5分野料金	6分野料金	7分野～料金	1分野料金	2分野料金	3分野料金	4分野料金	5分野料金	6分野料金	7分野～料金
1000以内	550XM	1210XM	1760XM	2090XM	2420XM	3640XM	2750XM	660XM	1540XM	2090XM	2530XM	2970XM	3190XM	3300XM
1000超～2000以内	550XM	1210XM	1760XM	2090XM	2420XM	2640XM	2750XM	660XM	1540XM	2090XM	2530XM	2970XM	3190XM	3300XM
2000超～3000以内	550XM	1100XM	1540XM	1870XM	2090XM	2310XM	2420XM	660XM	1320XM	1870XM	2310XM	2640XM	2860XM	2970XM
3000超～5000以内	550XM	1100XM	1430XM	1760XM	2090XM	2200XM	2310XM	660XM	1320XM	1760XM	2200XM	2530XM	2750XM	2860XM
5000超～7500以内	550XM	990XM	1430XM	1760XM	1980XM	2090XM	2200XM	660XM	1210XM	1760XM	2090XM	2420XM	2640XM	2750XM
7500超～10000以内	550XM	880XM	1210XM	1540XM	1760XM	1870XM	1980XM	660XM	1210XM	1650XM	1980XM	2200XM	2420XM	2530XM
10000超～20000以内	550XM	880XM	1210XM	1540XM	1760XM	1870XM	1980XM	660XM	1100XM	1540XM	1870XM	2090XM	2310XM	2420XM
20000超～30000以内	550XM	770XM	1100XM	1320XM	1540XM	1650XM	1760XM	660XM	1100XM	1430XM	1760XM	2090XM	2200XM	2310XM
30000超	550XM	770XM	1100XM	1320XM	1540XM	1650XM	1760XM	660XM	1100XM	1430XM	1760XM	2090XM	2200XM	2310XM

※ 選択項目評価料金は、別表第2、必須項目評価料金に別表第4の選択分野毎の評価料金の加算になります。

別表第5

音環境に係る評価料金(単位:円) (税込)

性能評価	料金
設計性能評価(1戸に付)	5,500
建設性能評価(1戸に付)	5,500

別表第6

室内空気中の化学物質の濃度測定に係る濃度測定の料金(単位:円) (税込)

(い) 測定住戸数	(ろ) 料金	
	ホルムアルデヒドのみ (バッジ1個使用)	ホルムアルデヒド + VOC (バッジ2個使用)
5住戸以下	49,500 円/戸	60,500 円/戸
6～10 住戸	33,000 円/戸	44,000 円/戸
11～30 住戸	27,500 円/戸	38,500 円/戸
31 住戸～	22,000 円/戸	33,000 円/戸

別表第7

現況検査の料金(住棟・共用部分)(単位:円)

(税込)

1棟の延べ床面積	住棟・共用部分の現況検査の料金		
	竣工図・設計図書有 ※1	設計図書有 ※2	設計図書無
500 m ² 以内	187,000	231,000	個別見積
500超 - 1,000 m ² 以内	198,000	242,000	個別見積
1000超 - 2,000 m ² 以内	220,000	275,000	個別見積
2000超 - 3,000 m ² 以内	244,000	297,000	個別見積
3000超 - 5,000 m ² 以内	275,000	330,000	個別見積
5000超 - 7,500 m ² 以内	330,000	385,000	個別見積
7500超 - 10,000 m ² 以内	385,000	473,000	個別見積
10000超 - 15,000 m ² 以内	440,000	550,000	個別見積
15000超 - 20,000 m ² 以内	550,000	660,000	個別見積
20000超 - 30,000 m ² 以内	715,000	880,000	個別見積
30000超 - 40,000 m ² 以内	935,000	1,100,000	個別見積
40000超 - 50,000 m ² 以内	1,320,000	1,485,000	個別見積
50000超 - 100,000 m ² 以内	1,650,000	1,925,000	個別見積
100,000 m ² 超	1,980,000	2,420,000	個別見積

現況検査の料金(住戸・専用部分)(単位:円)

(税込)

評価対象住戸	住戸・専用部分の現況検査の料金(1住戸当たり)		
	竣工図・設計図書有 ※1	設計図書有 ※2	設計図書無
90 m ² 以内	37,400	48,400	個別見積
90超 - 110 m ² 以内	41,800	52,800	個別見積
110超 - 130 m ² 以内	46,200	58,300	個別見積
130 m ² 超	50,600	63,800	個別見積

※1:竣工図・設計図書は意匠、構造、設備に関する竣工時の図面や現況を示す図面とします。

※2:意匠図のみの場合や、現況と設計図書のくい違いが大きい場合などです。

別表第8

個別性能評価料金(単位:円)

(税込)

個別性能表示事項 (全て選択事項)	全ての既存住宅の評価			
	建設評価書 有 *1	設計評価書 有	設計図書 有 *2	設計図書 無
1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	33,000	個別見積	個別見積	-
1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)				
1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	33,000 * 3			
1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	33,000			
1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)				
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及び その設定方法 *4				
1-7 基礎の構造方法及び形式等				
2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	5,500/戸	10,000/戸	10,000/戸	個別見積
2-2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)				
2-3 非難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)				
2-4 脱出対策(火災時)				
2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分 (開口部))				
2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分 (開口部以外))				
2-7 耐火等級(界壁及び界床)				
3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	11,000	個別見積	個別見積	個別見積
4-1 維持管理封策等級(専用配管)	5,500/戸	10,000/戸	10,000/戸	個別見積
4-2 維持管理対策等級(共用配管)				
4-3 更新対策(共用排水管)				
4-4 更新対策(住戸専用部)				
5-1 断熱等性能等級	5,500/戸	33,000/戸	33,000/戸	個別見積
5-2 一次エネルギー消費量等級	5,500/戸	33,000/戸	33,000/戸	
6-2 換気対策	5,500/戸	10,000/戸	10,000/戸	個別見積
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	個別見積			
6-4 石綿含有建材の有無等(1住戸の料金)	有無確認			個別見積
	サンプル採取 分析(1建材3検体)			個別見積
6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等(1住戸の料金)	濃度測定分析(1か所2試料)			個別見積
7-1 単純開口率	5,500/戸 * 5	10,000/戸	10,000/戸	個別見積
7-2 方位別開口比				
9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	5,500/戸	10,000/戸	10,000/戸	個別見積
9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)				
10-1 開口部の侵入防止対策	5,500/戸	10,000/戸	10,000/戸	個別見積

※個別性能評価は選択項目ですので1～10の内1項目のみの評価取得も出来ます。

- * 1: 評価書および竣工時設計図書(意匠、構造、設備に関する竣工時の図面や現況を示す図面)がある場合。
- * 2: 新耐震設計法(1981年)以降の基準による構造計算書、地盤調査書等がある場合を対象とする。
- * 3: 免震建築物としての建設住宅性能評価及び直近の免震建築物の点検結果報告があるものに限る。
- * 4: 地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要。
- * 5: 開口部計算書資料がない場合は、光・視環境に関しては、33,000円(税込)となります。
- * 6: 建材サンプルについては、申請者の指定する建材について実施しますが、その為、壁等仕上げ材一部を剥がす等などの作業、及び高所足場が必要な場合などの用意は申請者にて準備して下さい。
- * 7: サンプルは1建材につき10平方cmから100平方cm程度を3か所採取しますが、採取部分の復旧、補修は申請者にて行って下さい。
- * 8: 濃度測定は申請者の指定する室内にて実施しますが、現地にて評価員の判断により、他の適した部屋を選択する場合があります。
- * 9: サンプル資料の分析についてはJISA1481(建材製品中のアスベスト含有率測定方法)により、室内空気中の濃度測定については、住宅性能表示の評価基準によります。

(別表9)

■長期使用構造等確認業務 料金表(住宅性能評価の申請に併せておこなう場合)(単位:円)

1. 戸建住宅 7,700円(税込)
2. 共同住宅 (【基本料金】 + 【戸当り料金】 × 【戸数】)(税込)
(税込)

住宅	構造等確認料金 基本料金	戸当り料金
戸建住宅	7,700	—
共同住宅	55,000	5,500

■長期使用構造等確認業務 料金表(単独申請)(単位:円)

1. 戸建住宅 55,000円(税込)
2. 共同住宅 (【基本料金】 + 【戸当り料金】 × 【戸数】)(税込)
(税込)

床面積	構造等確認料金 基本料金	戸当り料金
0㎡ - 500㎡未満	132,000	6,600
500㎡ - 1,000㎡未満	143,000	
1,000㎡ - 2,000㎡未満	154,000	
2,000㎡ - 3,000㎡未満	176,000	
3,000㎡ - 5,000㎡未満	198,000	
5,000㎡ - 10,000㎡未満	264,000	
10,000㎡以上	374,000	

※変更長期使用構造等確認業務の料金

- ・直前の長期使用構造等確認業務をJCIAが行っている場合は、1回の変更に付、上記料金表の50%とさせていただきます。
(但し、評価方法や、計算ルート等大規模な変更の場合は単独審査の料金と致します。)
- ・直前の長期使用構造等確認業務を他機関が行っている場合は、新たに長期使用構造等確認業務を受けたものとして単独審査の料金と致します。

※他機関が設計住宅性能評価を行った場合の住宅の長期使用構造等確認業務の料金

- ・他機関が設計住宅性能評価を行った場合の住宅に関する長期使用構造等確認業務の料金は、単独審査の料金とさせていただきます。

■既存住宅の増築・改築の長期使用構造等確認業務 料金表(単独申請)(単位:円)

(税込)

住宅	構造等確認料金 基本料金	戸当り料金
戸建住宅	90,200	—
共同住宅	別途見積もり	別途見積もり

(別表第10)

料金に加算される出張費料金(住宅性能評価業務出張交通費)

(税込)

地域区分	地 域 受付した本社からの距離	出張交通費(円)
地域:A	東京23区内	-
地域:B	東京23区外及び20km以内	2,200
地域:C	20Kmを超え50km以内	8,800
地域:D	50Kmを超え100km以内	16,500
地域:E	100Kmを超え200km以内	27,500
地域:F	200Kmを超え500km以内	33,000+交通手段による実費
地域:G	500Kmを超え750km以内	38,500+交通手段による実費
地域:H	750kmを超える地域	44,000+交通手段による実費

※検査対象建築物の規模により、検査員が複数となる場合、出張交通費は検査員人数を上記費用に乗じたものとする。

(別表第11) 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

減額率については、別紙3(別表第11)に定める率とする。該当する項目が複数ある場合は、加算する事が出来るものとする。

但し、最大減額率は50%とする。

NO.	内 容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	長期使用構造等確認
		(最大減額率)	(最大減額率)	(最大減額率)
(1)	共同住宅で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できるとJCIAが判断したとき。	20%	20%	
(2)	住宅性能評価の申請とともに、住宅金融支援機構法第13条第1項、第4項及び第7項の資金の貸付等に係る住宅の審査又は検査を行うとき。	10%	10%	
(3)	地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	20%	-	
(4)	住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式認定書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。	10%	10%	
(5)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(当機関が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。	10%	10%	
(6)	設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。	10%	-	-
(7)	建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査をJCIAに行うとき。	-	10%	
(8)	設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請とともに、構造計算適合性判定申請と併願する場合。	10%	-	-
(9)	同一申請者が、過去3年間の申請実績が共同住宅で3棟以上または300戸以上あり、今後、年間に共同住宅について100戸以上の申請が見込まれる時点で、住宅性能評価及び長期使用構造等確認が効率的に実施出来るとJCIAが判断した場合。	30%	30%	-
(10)	設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請とともに、BELS、低炭素の技術的審査の申請を行う場合。	10%	-	-
(11)	新規申請者が住宅性能評価及び長期使用構造等確認を申請する場合。	30%	30%	-

(別表第12) 評価料金等は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

増額率については、別紙3(別表第12)に定める率とする。該当する項目が複数ある場合は、加算する事が出来るものとする。

NO.	内 容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	長期使用構造等確認
		(最大増額率)	(最大増額率)	(最大増額率)
(1)	JCIAの責に帰すことのできない事由により業務期日が延期した時。	10%	-	-
(2)	申請者の要望により、通常より短い業務期間にて評価を実施する場合。	10%	-	-
(3)	第13条1項に定める計画の変更等により、審査の追加、やり直し等が生ずる場合(第13条2項の場合を除く)。(第11条2項の場合を除く)	10%	-	-
(4)	その他JCIAが必要であると判断した場合。	20%	20%	-